

令和 7 年 1 1 月定例県議会

建設常任委員会説明資料

土 木 部

目次

1 予算関係について

(1) 令和7年度熊本県補正予算について

令和7年度11月補正予算資料	1
令和7年度11月補正予算総括表	2
令和7年度熊本県一般会計補正予算（議案第1号）	
監理課	3
土木技術管理課	4
道路保全課	5
都市計画課	6
下水環境課	7
河川課	9 ~ 10
港湾課	11
砂防課	13
令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（議案第2号）	
港湾課	12

(2) 令和7年度熊本県補正予算について（追号分）【給与改定分】

令和7年度熊本県一般会計補正予算（議案第49号）

監理課	15
用地対策課	16
土木技術管理課	17
道路整備課	18
道路保全課	19
都市計画課	20
下水環境課	21
河川課	23

港湾課	2 5
砂防課	2 7
建築課	2 8
営繕課	2 9
住宅課	3 0

令和 7 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（議案第 5 0 号）

港湾課	2 6
-----------	-----

令和 7 年度熊本県下水道事業会計補正予算（議案第 5 4 号）

下水環境課	2 2
-------------	-----

（3）令和 7 年度繰越明許費について

令和 7 年度熊本県一般会計補正予算（議案第 1 号）

令和 7 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（議案第 2 号）

令和 7 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（議案第 3 号）

令和 7 年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（議案第 4 号）

2 条例等関係について

（1）熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

道路保全課（議案第 1 6 号）	3 3 ～ 3 4
------------------------	-----------

（2）熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

港湾課（議案第 1 7 号）	3 5 ～ 3 9
----------------------	-----------

（3）熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について

港湾課（議案第 1 8 号）	4 1 ～ 4 2
----------------------	-----------

（4）財産の取得について

港湾課（議案第 1 9 号）	4 3
----------------------	-----

(5)	令和7年度市町村負担金について	
	令和7年度災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する町負担金	
	(地方財政法関係)について(議案第20号)	45
(6)	工事請負契約の締結について	
	河川課(議案第24号)	47
	営繕課(議案第25号～第26号)	49～55
(7)	工事請負契約の変更について	
	道路整備課(議案第27号～第28号)	57～60
(8)	専決処分の報告及び承認について	
	道路保全課(議案第40号～第47号)	61～70
(9)	専決処分の報告について	
	道路整備課(報告第5号)	71～72

令和 7 年 度 1 1 月 補 正 予 算 資 料

(単位:千円)

区 分	一 般 会 計									特 別 会 計 等			合 計
	普 通 建 設 事 業			災 害 復 旧 事 業			投資の経費計	消費の経費	一般会計計	投資の経費	消費の経費	特別会計等計	
	補助事業	県単事業	直轄事業	補助事業	県単事業	直轄事業							
補正前予算額	49,364,263	39,947,171	14,169,967	33,980,428	2,020,220		139,482,049	11,011,312	150,493,361	10,997,326	6,059,204	17,056,530	167,549,891
今回補正額	831,887	1,060,434		2,326,067	2,141	129,000	4,349,529	217,550	4,567,079	528	6,427	6,955	4,574,034
合 計	50,196,150	41,007,605	14,169,967	36,306,495	2,022,361	129,000	143,831,578	11,228,862	155,060,440	10,997,854	6,065,631	17,063,485	172,123,925

【各課別内訳】

(上段は今回補正額、下段は今回補正後の額)

監 理 課								23,401	23,401				23,401
		122,402					122,402	734,364	856,766				856,766
用 地 対 策 課								2,442	2,442				2,442
								92,405	92,405	1,400,000	437,328	1,837,328	1,929,733
土 木 技 術 管 理 課								3,731	3,731				3,731
		88,852					88,852	143,408	232,260				232,260
道 路 整 備 課								36,119	36,119				36,119
	18,325,404	3,198,593	7,583,837				29,107,834	919,880	30,027,714				30,027,714
道 路 保 全 課	206	55,000					55,206	36,541	91,747				91,747
	7,358,479	5,758,494			1,618,220		14,735,193	3,501,114	18,236,307				18,236,307
都 市 計 画 課								18,842	18,842				18,842
	6,817,551	1,877,015					8,694,566	645,770	9,340,336				9,340,336
下 水 環 境 課		4,494					4,494	6,231	10,725	528	1,636	2,164	12,889
	575,351	134,067		50,000			759,418	597,093	1,356,511	5,913,654	3,303,322	9,216,976	10,573,487
河 川 課	38,181	900,000		2,326,067	2,141	129,000	3,395,389	32,102	3,427,491				3,427,491
	5,087,653	21,868,012	3,579,580	36,256,495	382,141	129,000	67,302,881	691,485	67,994,366				67,994,366
港 湾 課								11,919	11,919		4,791	4,791	16,710
	1,800,340	2,797,955	2,108,650		22,000		6,728,945	1,692,347	8,421,292	3,684,200	2,324,981	6,009,181	14,430,473
砂 防 課	793,500	100,940					894,440	12,181	906,621				906,621
	9,270,674	3,912,242	897,900				14,080,816	209,263	14,290,079				14,290,079
建 築 課								17,571	17,571				17,571
	29,844	104,876					134,720	525,501	660,221				660,221
営 繕 課								8,982	8,982				8,982
		1,019,269					1,019,269	252,834	1,272,103				1,272,103
住 宅 課								7,488	7,488				7,488
	930,854	125,828					1,056,682	1,223,398	2,280,080				2,280,080
合 計	831,887	1,060,434		2,326,067	2,141	129,000	4,349,529	217,550	4,567,079	528	6,427	6,955	4,574,034
	50,196,150	41,007,605	14,169,967	36,306,495	2,022,361	129,000	143,831,578	11,228,862	155,060,440	10,997,854	6,065,631	17,063,485	172,123,925

令和 7 年 度 1 1 月 補 正 予 算 総 括 表

1 一般会計

(単位：千円)

課 名	補正前予算額	今回補正額			合 計	今回補正額の財源内訳			
		補 正 額	補 正 額 (追号分)	計		特 定 財 源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
監 理 課	833,365		23,401	23,401	856,766				23,401
用 地 対 策 課	89,963		2,442	2,442	92,405				2,442
土 木 技 術 管 理 課	228,529		3,731	3,731	232,260				3,731
道 路 整 備 課	29,991,595		36,119	36,119	30,027,714				36,119
道 路 保 全 課	18,144,560	55,000	36,747	91,747	18,236,307	206		55,000	36,541
都 市 計 画 課	9,321,494		18,842	18,842	9,340,336				18,842
下 水 環 境 課	1,345,786	4,494	6,231	10,725	1,356,511				10,725
河 川 課	64,566,875	3,395,389	32,102	3,427,491	67,994,366	1,546,738	1,764,000	97	116,656
港 湾 課	8,409,373		11,919	11,919	8,421,292				11,919
砂 防 課	13,383,458	894,440	12,181	906,621	14,290,079	529,000	305,000	33,000	39,621
建 築 課	642,650		17,571	17,571	660,221				17,571
営 繕 課	1,263,121		8,982	8,982	1,272,103				8,982
住 宅 課	2,272,592		7,488	7,488	2,280,080				7,488
合 計	150,493,361	4,349,323	217,756	4,567,079	155,060,440	2,075,944	2,069,000	88,097	334,038
2 港湾整備事業特別会計									
港 湾 課	3,379,690		4,791	4,791	3,384,481			4,791	
3 臨海工業用地造成事業特別会計									
港 湾 課	2,624,700				2,624,700				
4 用地先行取得事業特別会計									
用 地 対 策 課	1,837,328				1,837,328				
5 下水道事業会計									
下 水 環 境 課	9,214,812		2,164	2,164	9,216,976			2,164	
土 木 部 合 計	167,549,891	4,349,323	224,711	4,574,034	172,123,925	2,075,944	2,069,000	95,052	334,038

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明					
					特 定 財 源			一般財源						
					国支出金	地 方 債	そ の 他							
P 4 0	建 設 業 指 導 監 督 費		64,801		64,801					【債務負担行為の設定】 建設産業若手人材確保対策事業 <table><tr><td>年 度</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td>8</td><td>23,000</td></tr></table>	年 度	限 度 額	8	23,000
	年 度	限 度 額												
	8	23,000												
	建 設 産 業 支 援 事 業 費		40,000		40,000									
監 理 課 計		833,365		833,365										

(単位:千円)

-4-

令和 7 年 度 1 1 月 補 正 予 算

道 路 保 全 課 (一 般 会 計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明				
					特 定 財 源			一般財源					
					国支出金	地 方 債	そ の 他						
P 2 5 P 4 0	道 路 維 持 費	6,146,285	55,000	6,201,285			55,000		道の駅坂本の駐車場の舗装等に要する事業費 【債務負担行為の設定（ゼロ県債）】 国道387号（菊池市）外8箇所 <table><tr><td>年 度</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td>8</td><td>216,000</td></tr></table>	年 度	限 度 額	8	216,000
	年 度	限 度 額											
8	216,000												
	単 県 道 路 修 繕 費	4,456,377	55,000	4,511,377			55,000						
P 4 0	道 路 新 設 改 良 費	9,229,824		9,229,824					【債務負担行為の設定（ゼロ県債）】 八代鏡宇土線（八代市）外25箇所 <table><tr><td>年 度</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td>8</td><td>495,000</td></tr></table>	年 度	限 度 額	8	495,000
	年 度	限 度 額											
8	495,000												
	道 路 舗 装 費	2,225,149		2,225,149									
道 路 保 全 課 計		18,144,560	55,000	18,199,560			55,000						

(単位:千円)

-6-

(単位:千円)

[illegible]

令和 7 年 度 1 1 月 補 正 予 算

河 川 課 (一 般 会 計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明				
					特 定 財 源			一般財源					
					国支出金	地 方 債	そ の 他						
P 2 6 P 4 0	河 川 海 岸 総 務 費	10,446,965	900,000	11,346,965		900,000			令和7年8月豪雨により河川に堆積した土砂の除去に伴う事業費の増 【債務負担行為の設定（ゼロ県債）】 坪井川（熊本市）外4箇所 <table><tr><td>年 度</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td>8</td><td>140,000</td></tr></table>	年 度	限 度 額	8	140,000
	年 度	限 度 額											
8	140,000												
	河 川 掘 削 事 業 費	3,100,073	900,000	4,000,073		900,000							
P 2 6	河 川 改 良 費	19,166,656	38,181	19,204,837	18,181	17,000		3,000	災害復旧事業と併せて行う改良復旧に伴う事業費の増 5年災：木山川				
	河 川 等 災 害 関 連 事 業 費	1,305,834	38,181	1,344,015	18,181	17,000		3,000					
土 木 費 計		30,256,447	938,181	31,194,628	18,181	917,000		3,000					
P 3 2 P 4 0	河 川 等 補 助 災 害 復 旧 費	34,110,428	2,455,067	36,565,495	1,528,557	845,000		81,510	【令和7年8月豪雨関連】 国直轄事業に対する県負担金 緑川ダム外1箇所 公共土木施設の過年発生分の補助災害復旧費 【債務負担行為の設定】 庁用自動車賃借 <table><tr><td>年 度</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td>8</td><td>7,960</td></tr></table>	年 度	限 度 額	8	7,960
	年 度	限 度 額											
	8	7,960											
直 轄 災 害 復 旧 事 業 負 担 金		129,000	129,000		129,000								
	過 年 発 生 国 庫 補 助 災 害 復 旧 費	8,880,436	2,326,067	11,206,503	1,528,557	716,000		81,510					

令和 7 年 度 1 1 月 補 正 予 算

河 川 課 (一 般 会 計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明	
					特 定 財 源			一般財源		
					国支出金	地 方 債	そ の 他			
P 3 2	河 川 等 単 県 災 害 復 旧 費		200,000	2,141	202,141		2,000		141	
		現年発生災害復旧工事費		2,141	2,141		2,000		141	令和7年8月豪雨により被災した公共土木施設の小規模な復旧に伴う事業費
災 害 復 旧 費 計		34,310,428	2,457,208	36,767,636	1,528,557	847,000		81,651		
河 川 課 計		64,566,875	3,395,389	67,962,264	1,546,738	1,764,000		84,651		

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明					
					特 定 財 源			一般財源						
					国支出金	地 方 債	そ の 他							
P 4 0	港 湾 建 設 費		6,302,565		6,302,565					【債務負担行為の設定（ゼロ県債）】 単県港湾維持浚渫事業 熊本港（熊本市）外3箇所 <table><tr><td>年 度</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td>8</td><td>1,220,000</td></tr></table>	年 度	限 度 額	8	1,220,000
	年 度	限 度 額												
	8	1,220,000												
	単 県 港 湾 整 備 事 業 費		2,162,395		2,162,395									
港 湾 課 計		8,409,373		8,409,373										

港灣課 (港灣整備事業特別會計)

港灣課 (港灣整備事業特別會計)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明					
					特 定 財 源			一般財源						
					国支出金	地 方 債	そ の 他							
P 4 4	施 設 管 理 費		950, 405		950, 405					【債務負担行為の設定】 庁舎等管理業務 <table><tr><td>年 度</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td>8</td><td>13, 784</td></tr></table>	年 度	限 度 額	8	13, 784
	年 度	限 度 額												
	8	13, 784												
	施 設 管 理 費		606, 205		606, 205									
港 湾 課 計		3, 379, 690		3, 379, 690										

砂 防 課 (一 般 会 計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 2 6) P 2 7	砂 防 費	13,031,773	894,440	13,926,213	529,000	305,000	33,000	27,440	
	単県急傾斜地崩壊対策費	991,130	100,940	1,092,070		67,000	33,000	940	令和7年8月豪雨によるがけ崩れで被災した 国庫補助事業の対象とならない箇所 の施設整備に要する経費 野津（氷川町）外1箇所
	災害関連緊急急傾斜地崩壊 対 策 事 業 費	709,014	793,500	1,502,514	529,000	238,000		26,500	令和7年8月豪雨によるがけ崩れで地域防災 上重要な箇所の施設整備を行う市町に 対する助成 玉名市外5市町
	砂 防 課 計	13,383,458	894,440	14,277,898	529,000	305,000	33,000	27,440	

令和 7 年 度 1 1 月 補 正 予 算

監 理 課 (一 般 会 計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 7 5	土 木 総 務 費	768,564	22,509	791,073				22,509	
	職 員 給 与 費	529,128	15,745	544,873				15,745	職員給与改定分
	管 理 事 務 費	17,391	820	18,211				820	会計年度任用職員報酬等改定分
	公物・広告物管理指導費	93,708	5,944	99,652				5,944	会計年度任用職員報酬等改定分
P 7 5	建 設 業 指 導 監 督 費	64,801	892	65,693				892	
	建 設 業 費	24,444	892	25,336				892	会計年度任用職員報酬等改定分
監 理 課 計		833,365	23,401	856,766				23,401	

用地対策課（一般会計）

用地対策課（一般会計）

[illegible]

(単位:千円)

[illegible]

道路整備課 (一般会計)

(單位:千円)

-18-

(単位:千円)

説明書の ページ	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 7 7	道 路 橋 り ょ う 総 務 費	1,150,231	36,747	1,186,978	206			36,541	
	職 員 給 与 費	706,260	36,130	742,390				36,130	職員給与改定分
	道 路 管 理 費	13,797	411	14,208				411	会計年度任用職員報酬等改定分
	指 導 監 督 事 務 費	12,000	206	12,206	206				会計年度任用職員報酬等改定分
道 路 保 全 課 計		18,144,560	36,747	18,181,307	206			36,541	

都市計画課 (一般会計)

都市計画課 (一般会計)

説明書の ページ	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 7 6	景 観 整 備 費	34,990	616	35,606				616	
	景 観 整 備 推 進 費	34,990	616	35,606				616	会計年度任用職員報酬等改定分
P 8 0	都 市 計 画 総 務 費	919,114	18,226	937,340				18,226	
	職 員 給 与 費	300,852	18,226	319,078				18,226	職員給与改定分
都 市 計 画 課 計		9,321,494	18,842	9,340,336				18,842	

下水環境課（一般会計）

(単位:千円)

[illegible]

令和7年度11月補正予算

下水環境課（下水道事業会計）

（単位：千円）

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 1 1 5 ） P 1 2 3	（ 収 益 的 支 出 ） 熊 本 北 部 流 域 下 水 道 管 理 費	2,033,214	1,095	2,034,309			1,095		
	職 員 給 与 費	28,663	1,095	29,758			1,095		職員給与改定分
	（ 収 益 的 支 出 ） 球 磨 川 上 流 域 下 水 道 管 理 費	522,659	275	522,934			275		
	職 員 給 与 費	10,076	275	10,351			275		職員給与改定分
	（ 収 益 的 支 出 ） 八 代 北 部 流 域 下 水 道 管 理 費	684,835	266	685,101			266		
	職 員 給 与 費	10,517	266	10,783			266		職員給与改定分
	（ 資 本 的 支 出 ） 熊 本 セ ミ コ ン 特 定 公 共 下 水 道 建 設 費	1,147,803	528	1,148,331			528		
	職 員 給 与 費	16,786	528	17,314			528		職員給与改定分
下 水 環 境 課 計		9,214,812	2,164	9,216,976			2,164		

(単位:千円)

説明書の 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 7 8	河 川 海 岸 総 務 費	10,446,965	32,102	10,479,067			97	32,005	
	職 員 給 与 費	167,738	27,487	195,225				27,487	職員給与改定分
	河 川 管 理 費	485,889	935	486,824				935	職員給与改定分
	ダ ム 管 理 運 営 費	310,027	3,680	313,707			97	3,583	職員給与・会計年度任用職員報酬等改定分
河 川 課 計		64,566,875	32,102	64,598,977			97	32,005	

(単位:千円)

[illegible]

令和7年度11月補正予算

港灣課 (港灣整備事業特別會計)

(単位:千円)

説明書の ページ	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 1 0 2 く P 1 0 5	施 設 管 理 費	950,405	4,791	955,196			4,791		
	施 設 管 理 費	606,205	4,791	610,996			4,791		職員給与・会計年度任用職員報酬等改定分
港 湾 課 計		3,379,690	4,791	3,384,481			4,791		

(単位:千円)

[illegible]

令和 7 年 度 1 1 月 補 正 予 算

建 築 課 (一 般 会 計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 7 5	土 木 総 務 費	431,869	16,133	448,002				16,133	
	職 員 給 与 費	417,744	16,133	433,877				16,133	職員給与改定分
P 7 5 ↳ P 7 6	建 築 指 導 費	210,781	1,438	212,219				1,438	
	建 築 基 準 行 政 費	155,693	1,026	156,719				1,026	会計年度任用職員報酬等改定分
	宅 地 建 物 取 引 業 免 許 費	7,530	206	7,736				206	会計年度任用職員報酬等改定分
	宅 地 開 発 対 策 費	31,832	206	32,038				206	会計年度任用職員報酬等改定分
建 築 課 計		642,650	17,571	660,221				17,571	

令和7年度11月補正予算

營繕課 (一般會計)

(単位:千円)

[illegible]

令和 7 年 度 1 1 月 補 正 予 算

住 宅 課 (一 般 会 計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 8 1	住 宅 管 理 費	1,325,229	6,668	1,331,897				6,668	
	職 員 給 与 費	116,680	4,617	121,297				4,617	職員給与改定分
	公 営 住 宅 維 持 管 理 費	1,187,441	2,051	1,189,492				2,051	会計年度任用職員報酬等改定分
P 8 1	住 宅 建 設 費	947,363	820	948,183				820	
	公 営 住 宅 建 設 費	17,770	820	18,590				820	会計年度任用職員報酬等改定分
住 宅 課 計		2,272,592	7,488	2,280,080				7,488	

令和7年度繰越明許費

1 令和7年度熊本県一般会計補正予算(議案第1号)

(単位:千円)

款	項	既設定金額	追加設定金額	累計	説明
衛生費			59,600	59,600	
	環境衛生費		59,600	59,600	下水環境課
農林水産業費			514,595	514,595	
	農地費		514,595	514,595	下水環境課
土木費		13,206,426	58,150,107	71,356,533	
	土木管理費		1,012,393	1,012,393	土木技術管理課、建築課、営繕課
	道路橋りょう費	7,795,000	18,491,748	26,286,748	道路整備課、道路保全課
	河川海岸費	1,539,000	31,900,682	33,439,682	河川課、砂防課
	港湾費	500,000	2,299,817	2,799,817	港湾課
	都市計画費	3,372,426	3,515,209	6,887,635	都市計画課
	住宅費		930,258	930,258	住宅課
災害復旧費			35,677,181	35,677,181	
	農林水産業災害復旧費		50,000	50,000	下水環境課
	土木災害復旧費		35,627,181	35,627,181	河川課、港湾課
合計		13,206,426	94,401,483	107,607,909	

2 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(議案第2号)

(単位:千円)

款	項	既設定金額	追加設定金額	累計	説明
土木費		931,200	88,517	1,019,717	
	港湾費	931,200	88,517	1,019,717	港湾課

3 令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(議案第3号)

(単位:千円)

款	項	既設定金額	追加設定金額	累計	説明
土木費		1,110,000	1,500,000	2,610,000	
	港湾費	1,110,000	1,500,000	2,610,000	港湾課

4 令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(議案第4号)

(単位:千円)

款	項	既設定金額	追加設定金額	累計	説明
土木費			412,476	412,476	
	道路橋りょう費		412,476	412,476	用地対策課

合計	15,247,626	96,402,476	111,650,102	(単位:千円)
----	------------	------------	-------------	---------

第 16 号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表令第7条第14号に掲げる施設の項中「第7条第14号」の次に「及び第15号」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

道路法施行令（昭和27年政令第479号）等の一部改正を踏まえ、道路を占用する場合の占用料の額の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

道路保全課

1 条例の名称

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

道路法施行令（昭和27年政令第479号）等の一部改正を踏まえ、道路を占用する場合の占用料の額の規定を整備する必要がある。

3 内容

- (1) 道路法施行令第7条第14号及び第15号に掲げる施設に係る道路の占用料を定める。
（別表関係）
- (2) この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- (3) 所要の経過措置を定める。（附則第2項関係）

第 17 号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条(見出しを含む。)中「けい留」を「係留」に改める。

第14条中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1中

円 銭	
2	53

を

円 銭	
2	75

に、「2円53

51
1,3310
2,0130
3,0140

銭」を「2円75銭」に、「1円21銭」を「1円32銭」に、

7	561
0	1,45200
0	2,20000
0	3,30000

に、「5円50銭」を「6円5銭」に、「1円38銭」

5,03800
46200
2,00000
7700
990

を「1円54銭」に、

5,51100
50600
2,18900
8426
1078

を

に、「

7700
396

を

8800
429

に、「17円60銭」を「19

円25銭」に、

396
242

を

429
264

に、「715

円」を「781円」に、

10,45000
22,00000
2,75000

を

11,44000
24,07900
3,01400

に、

9,90000
1177
2900

10,83500
1287
3168

1 2 5 4	
6 8 2	
1 1 7 7	
3 4 1 0 0	
7 9 2 0 0	
1 1, 0 0 0 0 0	
7 1 5 0 0	
1, 2 1 0 0 0	
1, 6 8 3 0 0	
8 8 0 0 0	
1, 4 6 3 0 0	
2, 0 4 6 0 0	
7 1 5 0 0	
7 1 5 0 0	
9 6 8 0 0	
2 8 6 0 0	
3 5 2 0 0	
7 7 0 0	
9 9 0	
3 5 2 0 0	

1 3 7 5	
7 4 8	
1 2 8 7	
3 7 4 0 0	
8 6 9 0 0	
1 2, 0 3 4 0 0	
7 8 1 0 0	
1, 3 2 0 0 0	
1, 8 3 7 0 0	
9 6 8 0 0	
1, 6 0 6 0 0	
2, 2 4 4 0 0	
7 8 1 0 0	
7 8 1 0 0	
1, 0 5 6 0 0	
3 0 8 0 0	
3 8 5 0 0	
8 4 2 6	
1 0 7 8	
3 8 5 0 0	

を

に、「1, 166円」を「1,

3 5 2 0 0」

」

2 7 6 円」に、

8 9 1 0 0	
2, 0 7 9 0 0	
9 9 0 0 0	
6 2 3 4」	

を

9 7 9 0 0	
2, 2 7 7 0 0	
1, 0 7 8 0 0	
6 7 8 4」	

に、

を

8 8 9 2	
9 1 6	
1 7 4 2」	

に、

「6 8 0 0 0」を「

9 7 1 6	
1 0 0 9	
1 9 2 5」	

7 4 0 0 0」に、

を

7 4 0 0 0	
-----------	--

9 7 0 0 0	
1 0 0 0 0	
1 9 0 0 0」	

1, 0 6 0 0 0	
1 1 0 0 0	
2 1 0 0 0」	

に、

8 8, 4 4 0 0 0	
1 2 1, 4 4 0 0 0	
1 4 5, 7 2 8 0 0」	

を

9 6, 7 7 8 0 0	
1 3 2, 8 9 1 0 0	
1 5 9, 4 6 7 0 0」	

に、「1 4 5, 7 2 8 円」

「2, 2

121, 4
154, 4
1, 6

を「159, 467円」に、「4, 620円」を「5, 060円」に、

0000
4000
4000
5000

を

2, 40900
132, 89100
169, 00400
1, 80400

に改める。

別表第3中

を

に改める。

円銭	円銭
8500	9000
16500	17500
34000	36000
5500	6000
6000	6500
6000	6500
8000	8500
14000	15000
73500	77500
44000	46500
1, 77000	1, 87000
1, 06500	1, 12500
13500	14500
40000	42500
1, 31500	1, 39000
9500	10000
16500	17500
9000	9500

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条（見出しを含む。）及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料又は占有料について適用し、同日前の使用又は占有に係る使用料又は占有料については、なお従前の例による。

（提案理由）

港湾の施設及び設備使用料等の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料及び占有

料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

港湾課

1 条例の名称

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

港湾施設使用料等の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料及び占用料の額等を改定する必要がある。

3 内容

- (1) 使用料及び占用料の額を改定する。（別表第1、別表第3関係）
- (2) その他規定の整理を行う。（第4条、第14条関係）
- (3) この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、（2）は、公布の日から施行する。
- (4) 所要の経過措置を定める。（附則第2項関係）

第 18 号

熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

熊本県地方港湾審議会条例（昭和49年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3条の3第3項（同条第11項において準用する場合を含む。）」を「第3条の3第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

港湾法（昭和25年法律第218号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について

港湾課

1 条例の名称

熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

港湾法（昭和25年法律第218号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

3 内容

- (1) 第2条第1項中「第3条の3第3項（同条第11項において準用する場合を含む。）」を「第3条の3第5項」に改める。
- (2) この条例は、公布の日から施行する。

第 19 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

取得する財産の表示			取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	所在地	面積			
土地	八代市港町 308番1	194,275.79 平方メートル	国土交通省	八代港臨海 用地	498,813,788 円

(提案理由)

八代港加賀島地区の国の港湾工事によって生じた土地を八代港臨海用地とするため、港湾法（昭和25年法律第218号）第53条の規定により港湾管理者である県が取得する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 20 号

令和7年度災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する町負担金（地方財政関係）について

令和7年度において熊本県が施行する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業について、当該事業に要する経費のうち町が負担すべき金額（地方財政関係）を次のとおり定めるところとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

事業名	負担すべき金額
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（人家の被害が半壊以上のうち大規模斜面以外の一般）	工事費の10分の1に相当する金額

（提案理由）

令和7年度において熊本県が施行する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部を町に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

第 24 号

工事請負契約の締結について

鹿児島本線大野下・玉名間 1 6 9 k 3 5 2 m 付近境川橋梁（仮称）新設工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 工 事 名 鹿児島本線大野下・玉名間 1 6 9 k 3 5 2 m 付近境川橋梁（仮称）新設工事

2 工 事 内 容 ボックスカルバート工

3 工 事 場 所 玉名市中地内

4 工 期 契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

5 契 約 金 額 6 7 0, 1 1 4, 0 0 0 円

6 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目 2 5 番 2 1 号
九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 古宮洋二

7 契 約 の 方 法 随意契約

（提案理由）

鹿児島本線大野下・玉名間 1 6 9 k 3 5 2 m 付近境川橋梁（仮称）新設工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 3 0 号）第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 25 号

工事請負契約の締結について

熊本工業高校実習棟（第四期）改築工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 工 事 名 熊本工業高校実習棟（第四期）改築工事

2 工 事 内 容 （1）実習棟の改築

木造一部鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積1,59

7平方メートル

（2）中央渡り廊下の増築

木造、地上2階建て、延べ面積217平方メートル

（3）その他渡り廊下の増築

鉄骨造、地上2階建て、建築面積99平方メートル

3 工 事 場 所 熊本市中央区上京塚町5番1号地内

4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年3月19日まで

5 契 約 金 額 842,600,000円

6 契 約 の 相 手 方 熊本市北区清水亀井町6番26号

新規・小竹特定建設工事共同企業体

代表者 新規建設株式会社 代表取締役 規工川祐紀

7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

熊本工業高校実習棟（第四期）改築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の締結について

1 競争入札に参加する者に必要な資格

概 要

営繕課

建設工事の種類		建築一式工事	
共同企業体の構成員		2者	
資 格 要 件	代表構成員 (構成員1)		構 成 員 2
格 付 等 級 又 は 経 営 事 項 審 査 の 総 合 評 定 値	A 1 等 級		A 1 等 級
営 業 所 の 所 在 地	熊本県内に主たる営業所を有すること。		熊本県内に主たる営業所を有すること。
施工実績に関する事項	平成23年度（2011年度）以降、元請けとして国内において完成した建築一式工事で、請負金額が6.7億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）		
	なし		
	以下の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 なお、建設業法施行令第27条第2項の規定は適用されない。		
配置予定技術者に関する事項	施工経験	平成23年度（2011年度）以降、元請けとして国内において完成した建築一式工事で、請負金額が5億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有する者。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）	なし
	資格等	建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者	建築一式工事に関し、建設業法第7条第2号ハ又は同法第15条第2号イ（国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。）に該当する者
	その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上）にある者	

2 評価に関する基準

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落札方式」で実施した。

施工計画としては、「品質確保」と「安全確保」及び「施工上の課題対応」が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された技術申請書等の評価に基づき技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者とした。

評価値 ＝ 技術評価点 (標準点＋加算点＋施工体制評価点) ／入札価格
※ 標準点 63 点、加算点 37 点、施工体制評価点 30 点の 130 点満点
※ 評価値の表示については、評価値に対し 100,000,000 を乗じている。(小数点以下 5 位を四捨五入)

評価項目	評価内容
品質確保に関する提案	① 木材 (構造用製材) の品質確保に関する提案 ② 現場打ちコンクリート工事の品質確保に関する提案 ③ 鉄骨工事の品質確保に関する提案
安全確保に関する提案	④ 資機材搬出搬入時における生徒及び学校関係者への安全確保に関する提案 ⑤ クレーン等建設機械の稼働時における作業上の安全確保に関する提案
施工上の課題に関する提案	⑥ 生徒及び学校関係者への騒音対策に関する提案

3 開札及び総合評価結果

業者名	技術評価点	入札価格 (税抜き)	評価値	摘要
新規・小竹特定建設工事共同企業体	113.08	766,000,000	14.7624	[落札]
予定価格 (税抜き)	766,184,000	低入札価格 調査基準価格 (税抜き)	704,889,280	
失格判断基準価格 (税抜き)	688,871,940	開 札 日	令和 7 年 9 月 24 日	

第 26 号

・ 工事請負契約の締結について

県庁行政棟新館・警察棟非常用発電設備改修工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 県庁行政棟新館・警察棟非常用発電設備改修工事他合併
- 2 工 事 内 容 (1)非常用発電設備の更新

電圧6, 600ボルト、定格出力1, 750キロボルトア

ンペア

(2)オイルタンクの更新

容量10, 000リットル

- 3 工 事 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年2月26日まで
- 5 契 約 金 額 766, 370, 000円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市東区御領八丁目3番38号

白鷺電気・不二電気建設工事共同企業体

代表者 白鷺電気工業株式会社 代表取締役社長 沼田幸広

- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

県庁行政棟新館・警察棟非常用発電設備改修工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年熊本県条例第30号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の締結について

1 競争入札に参加する者に必要な資格

概 要

営繕課

建設工事の種類		電気工事	
共同企業体の構成員		2 者	
資 格 要 件		代表構成員 (構成員 1)	構 成 員 2
格 付 等 級 又 は 経 営 事 項 審 査 の 総 合 評 定 値		A 等級	A 等級
営 業 所 の 所 在 地		熊本県内に主たる営業所を有すること。	熊本県内に主たる営業所を有すること。
施工実績に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 なお、建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定は適用されない。	平成 23 年度 (2011 年度) 以降、元請けとして国内において完成した建築物に係る電気工事で、請負金額が 2 億円以上の電気工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)	なし
配置予定技術者に関する事項	施工経験	平成 23 年度 (2011 年度) 以降、元請けとして国内において完成した建築物に係る電気工事で、請負金額が 1 億円以上の電気工事の施工経験を有する者。	なし
	資格等	電気工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者	電気工事に関し、建設業法第 7 条第 2 号ハ又は建設業法第 15 条第 2 号イ (国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。) に該当する者。
	その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して 3 か月以上) にある者	

2 評価に関する基準

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落札方式」で実施した。

なお、施工計画については提案を求めているため、提出された技術申請書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者とした。

評価値 = 技術評価点 (標準点+加算点+施工体制評価点) / 入札価格
※ 標準点 78 点、加算点 22 点、施工体制評価点 30 点の 130 点満点
※ 評価値の表示については、評価値に対し 100,000,000 を乗じている。(小数点以下 5 位を四捨五入)

3 開札及び総合評価結果

業者名	技術評価点	入札価格 (税抜き)	評価値	摘要
西邦・SYSKEN 建設工事共同企業体	125.92	696,683,800	18.0742	
太陽・昭電 建設工事共同企業体	126.75	696,683,800	18.1933	
熊栄・春日 特定建設工事共同企業体	125.75	696,683,800	18.0498	
エレテック・九州電設 特定建設工事共同企業体	125.67	696,683,800	18.0383	
白鷺電気・不二電気 建設工事共同企業体	128.17	696,700,000	18.3967	[落札]
予定価格 (税抜き)	757,265,000	低入札価格 調査基準価格 (税抜き)	696,683,800	
失格判断基準価格 (税抜き)	685,999,989	開 札 日	令和 7 年 9 月 24 日	

第 27 号

工事請負契約の変更について

令和 4 年 1 2 月熊本県議会定例会において議決された国道 2 6 6 号地域連携推進改築
(新大矢野トンネル) 工事他合併請負契約のうち、契約金額「5, 4 3 5, 7 0 6, 0 1
2 円」を「5, 8 0 2, 0 2 1, 4 5 6 円」に変更することとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

熊本県知事 木 村 敬

(提案理由)

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 27 号

工事請負契約の変更について

概 要

道路整備課

内 容	
工 事 名	国道266号地域連携推進改築（新大矢野トンネル）工事 他合併
工 事 内 容	トンネル工
工 事 場 所	上天草市大矢野町登立地内
請 負 契 約 締 結 日	令和4年12月22日
請 負 業 者	福岡県福岡市中央区天神四丁目2番20号 竹中・吉永・吉田・大政建設工事共同企業体 代表者 株式会社竹中土木九州支店 支店長 小西真臣
契 約 工 期	契約締結日の翌日から令和8年1月30日まで
変更契約金額	5,435,706,012円 を 5,802,021,456円 に変更 (増額 366,315,444円)
変 更 理 由	金額の変更理由 ・賃金等の変動に対する契約約款第25条第6項（インフレ スライド条項）に基づく請負代金額の変更に伴う増額 ・掘削土の運搬先の変更に伴う増額

第 28 号

工事請負契約の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された国道389号広域連携交付金(下田南4号トンネル)工事他合併請負契約のうち、契約金額「1,859,334,763円」を「1,923,968,710円」に変更することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

(提案理由)

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の変更について

概 要

道路整備課

内 容	
工 事 名	国道389号広域連携交付金（下田南4号トンネル）工事 他合併
工 事 内 容	トンネル工
工 事 場 所	天草市天草町下田南地内
請 負 契 約 締 結 日	令和4年12月22日
請 負 業 者	熊本県天草市瀬戸町50-1 オオマス・中村・共栄建設工事共同企業体 代表者 株式会社オオマス 代表取締役 益田智仁
契 約 工 期	契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで
変更契約金額	1,859,334,763円 を 1,923,968,710円 に変更 (増額 64,633,947円)
変 更 理 由	金額の変更理由 ・賃金等の変動に対する契約約款第25条第6項（インフレ スライド条項）に基づく請負代金額の変更に伴う増額

第 40 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 20 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月10日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年5月6日 一般県道北外輪山大津線 阿蘇市車埴地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	62,984円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 4 1 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 2 1 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月10日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年5月23日 一般国道219号 球磨郡球磨村大字神瀬地 内 落石	個 人 (車両所有者)	126,640円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 4 2 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 2 2 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 7 年 1 1 月 1 0 日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和 7 年 6 月 1 1 日 一般県道益城菊陽線 上益城郡益城町大字宮園 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	3, 9 7 4 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 4 3 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 2 3 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月10日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年6月15日 一般国道442号 阿蘇郡南小国町大字満願 寺地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	9,185円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 4 4 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 2 4 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月10日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年6月16日 主要地方道熊本益城大津線 上益城郡益城町大字小谷 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	3,300円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 4 5 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 2 5 号

和解 及び 損害賠償額の決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 7 年 1 1 月 1 0 日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和 7 年 6 月 1 6 日 一般国道 4 4 3 号 菊池郡大津町大字下町地 内 落枝	個 人 (車両所有者)	1 8 8 , 3 8 6 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 4 6 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事
件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 2 6 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県
との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 7 年 1 1 月 1 0 日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和 7 年 6 月 1 9 日 主要地方道人吉水俣線 球磨郡球磨村大字三ヶ浦 地内 落石	個 人 (車両所有者)	4, 6 7 5 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 47 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 27 号

和解 及び 損害賠償額の決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 7 年 11 月 10 日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和 7 年 7 月 25 日 一般国道 325 号 菊池郡大津町大字室内 落枝	個 人 (車両所有者)	126,000 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

専決処分の報告及び承認について（議案第40号～47号）

概 要

道路保全課

No	議案 番号	事故の 原因	日 時	場所及び路線名	損害額 (円)	賠償割合 (道路管理者)	賠償額 (円)	事故の状況
1	40	穴ぼこ	令和7年5月6日	阿蘇市車埴地内	69,982	9割	62,984	被害者が、一般県道北外輪山大津線を菊池郡大津町方面から阿蘇郡南小国町方面に向けて、軽四輪乗用自動車で運転進行中、進路前方の自転車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したものの。
			午後7時50分頃	一般県道北外輪山大津線				
2	41	落石	令和7年5月23日	球磨郡球磨村大字神瀬地内	316,600	4割	126,640	被害者が、一般国道219号を八代市坂本町方面から人吉市方面に向けて、普通乗用自動車で運転進行中、進路前方の道路上に落下していた石と衝突し、オイルパン等を損傷したものの。
			午前7時20分頃	一般国道219号				
3	42	穴ぼこ	令和7年6月11日	上益城郡益城町大字宮園地内	9,935	4割	3,974	被害者が、一般県道益城菊陽線を熊本市方面から上益城郡益城町方面に向けて、軽四輪乗用自動車で運転進行中、進路前方の自転車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したものの。
			午前9時30分頃	一般県道益城菊陽線				
4	43	穴ぼこ	令和7年6月15日	阿蘇郡南小国町大字満願寺地内	18,370	5割	9,185	被害者が、一般国道442号を阿蘇郡小国町方面から阿蘇郡南小国町方面に向けて、普通乗用自動車で運転進行中、進路前方の自転車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、右前輪を損傷したものの。
			午後1時頃	一般国道442号				
5	44	穴ぼこ	令和7年6月16日	上益城郡益城町大字小谷地内	6,600	5割	3,300	被害者が、主要地方道熊本益城大津線を熊本市方面から菊池郡大津町方面に向けて、軽四輪乗用自動車で運転進行中、進路前方の自転車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、右前輪を損傷したものの。
			午前10時30分頃	主要地方道熊本益城大津線				
6	45	落枝	令和7年6月16日	菊池郡大津町大字下町地内	188,386	10割	188,386	被害者が、一般国道443号を菊池市方面から上益城郡益城町方面に向けて、普通乗用自動車で運転進行中、進路左側に生育する街路樹から落下した枝が車両に直撃し、フロントガラスを損傷したものの。
			午後0時25分頃	一般国道443号				

No	議案 番号	事故の 原因	日 時	場所及び路線名	損害額 (円)	賠償割合 (道路管理者)	賠償額 (円)	事故の状況
7	46	落石	令和7年6月19日	球磨郡球磨村大字三ヶ浦地内	9,350	5割	4,675	被害者が、主要地方道人吉水俣線を入吉市方面から球磨郡球磨村方面に向けて、軽四輪乗用自動車で運転進行中、進路前方の道路上に落下していた石と衝突し、左前輪を損傷したもの。
			午前8時頃	主要地方道人吉水俣線				
8	47	落枝	令和7年7月25日	菊池郡大津町大字室地内	126,000	10割	126,000	被害者が、一般国道325号を菊池市方面から上益城郡益城町方面に向けて、普通乗用自動車で運転進行中、進路左側に生育する街路樹から落下した枝が車両に直撃し、ボンネット等を損傷したもの
			午前9時20分頃	一般国道325号				

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 29 号

工事請負契約の変更について

令和5年6月熊本県議会定例会において議決された菊池川改修附帯菰田橋架替工事（上部工）請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和8年2月28日まで」を「契約締結の日の翌日から令和8年3月31日まで」に変更することとする。

令和7年11月13日専決

熊本県知事 木 村 敬

工事請負契約の変更について

概 要

道路整備課

内 容	
工 事 名	菊池川改修附帯菰田橋架替工事（上部工）
工 事 内 容	橋梁上部工
工 事 場 所	玉名郡和水町大字下津原地内
請 負 契 約 締 結 日	令和5年6月26日
契約の相手方	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 国土交通省九州地方整備局 契約担当官 九州地方整備局長 垣下禎裕
変更契約工期	契約締結の日から令和8年2月28日までを 契約締結の日から令和8年3月31日までに変更
契 約 金 額	1, 8 1 4, 4 5 3, 9 0 0 円
変 更 理 由	工期の変更理由 ・上部工架設に係る施工計画の精査による工期延長

